

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国
政府と欧州原子力共同体との間の協定

日本国政府及び欧州原子力共同体（以下「ヨーロッパ」という。）の両者（以下「両締約者」と総称す
る。）は、

制御核融合の分野における協力に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定を考慮し、
「一千五百六年六月二十八日にモスクワで開催されたイーター閣僚会議におけるイーター交渉の当事者の代表
による共同宣言」及び同共同宣言に添付され、かつ、より広範な取組を通じた活動の実施のための主要な原
則を定める「共同文書 イーター事業に関する接受者及び非接受者の役割」（以下「共同文書」という。）
を考慮し、

「一千六年十一月二十二日のブリュッセルにおけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する
日本国政府及びユーラトムの代表による共同宣言」（以下「ブリュッセル共同宣言」という。）を考慮
し、

イーター工学設計活動及びイーター国際核融合エネルギー機構の設立を通じたイーター事業の共同による
実施のための準備に対する両締約者の貢献を想起し、

イーター事業における国際原子力機関の役割及び経済協力開発機構の国際エネルギー機関の下での核融合
の研究開発の分野における両締約者の協力を認識し、

イーターの建設の段階に合致する期間にイーター事業及び平和的目的のための核融合エネルギーの早期の
実現を支援するより広範な取組を通じた活動を共同で実施することを希望して、
次のとおり協定した。

第一章 序

第一条 目的

この協定は、共同文書に従つて、イーター事業及び平和的目的のための核融合エネルギーの早期の実現を
支援するより広範な取組を通じた活動（以下「より広範な取組を通じた活動」という。）の共同による実施
のための具体的な手続及び詳細に関する枠組みを定めることを目的とする。

第二条 より広範な取組を通じた活動の概要

1 より広範な取組を通じた活動は、次の二の事業から成る。

- (a) 国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動に係る事業
- (b) 国際核融合エネルギー研究センターに係る事業
- (c) サテライト・トカマク計画に係る事業

- 2 より広範な取組を通じた活動は、共同文書に従い及びブリュッセル共同宣言を基礎として、イーターの建設の段階に合致する期間に実施する。
- 3 より広範な取組を通じた活動を規律する一般原則は、この協定で定めるものとし、より広範な取組を通じた活動の各事業との原則は、この協定の不可分の一部を成す附属書I、附属書II及び附属書IIIで定める。

第二章 より広範な取組を通じた活動に関する運営上の組織

第三条 より広範な取組を通じた活動に関する運営委員会

- 1 この協定により、より広範な取組を通じた活動に関する運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設立する。運営委員会は、この協定に従つて、より広範な取組を通じた活動の実施に関する全般的な指導

及び監督について責任を負う。

- 2 運営委員会は、次条1の規定に従つて設置される事務局（以下「事務局」という。）の補佐を受ける。
- 3 運営委員会は、法人格を有するものとし、他の国及び国際機関との関係において並びに両締約者の領域内において、その任務を遂行し、及びその目的を達成するために必要な法律上の能力を有する。
- 4 各締約者は、運営委員会に同数の委員を任命し、及び任命する委員のうちから一人を自己の代表団の長に指名する。
- 5 運営委員会は、少なくとも年一回、欧州及び日本国において交互通商の合意する時期及び場所において会合する。会合を主催する締約者の代表団の長は、会合の議長を務める。運営委員会は、議長が招集するときには会合する。
- 6 運営委員会は、コンセンサス方式により決定を行う。
- 7 両締約者は、相互の合意によって運営委員会の費用を負担する。
- 8 運営委員会の任務は、次の事項を含む。
 - (a) 次条1に規定する事務局の職員の任命

- (b) 第六条1に規定するより広範な取組を通じた活動の各事業の事業長（以下「事業長」という。）の任命
- (c) 次章に規定するより広範な取組を通じた活動の各事業に関する事業計画、作業計画及び年次報告（以下それぞれ「事業計画」、「作業計画」及び「年次報告」という。）の承認
- (d) 第六条2に規定する事業チーム（以下「事業チーム」という。）の構成の承認
- (e) 第十二条1(a)(ii)に規定する財政上の貢献以外の貢献の一部として締約者が事業チームに提供する専門家（以下「専門家」という。）の各年々との任命
- (f) 第二十五条の規定に基づくイーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定（以下「イーター協定」という。）の他の締約者によるより広範な取組を通じた活動の事業への参加に関する決定並びにその後の当該他の締約者との当該参加に関する協定及び取決めの締結
- (g) より広範な取組を通じた活動について指導し、及び監督するために必要なその他の任務
- #### 第四条 事務局
- 1 運営委員会は、事務局を設置するものとし、事務局は、日本国に置く。運営委員会は、事務局の職員を任命する。
- 2 事務局は、運営委員会を補佐する。事務局の任務は、運営委員会が決定するものとし、次の事項を含む。
- (a) 運営委員会の公用通信を発受すること。
 - (b) 運営委員会の会合を準備すること。
 - (c) 運営委員会のために運営上の報告書その他の報告書を作成すること。
 - (d) 運営委員会が決定するその他の活動を行うこと。
- #### 第五条 事業委員会
- 1 両締約者は、より広範な取組を通じた活動の各事業のための事業委員会（以下「事業委員会」という。）を設置する。
- 2 各締約者は、各事業委員会に同数の委員を任命する。
- 3 各事業委員会は、少なくとも年一回会合する。事業委員会による別段の合意がある場合を除くほか、事

業委員会は、日本国で会合する。各事業委員会の議長は、当該事業委員会の委員のうちから運営委員会が指名する。

- 4 各事業委員会は、コンセンサス方式により決定を行う。
- 5 次条に規定するそれぞれの事業長は、各事業委員会の事務局としての機能を確保する。

- 6 各事業委員会の任務は、次の事項を含む。

- (a) 関連する事業長が次章の規定に従つて運営委員会に提出するそれぞれの事業計画、作業計画及び年次報告の草案について、勧告を行うこと。
- (b) より広範な取組を通じた活動の事業に関する進・状況について監視し、及び報告すること。
- (c) 運営委員会が指示するその他の任務を遂行すること。

第六条 事業長及び事業チーム

運営委員会は、より広範な取組を通じた活動の各事業のために事業長を任命する。事業長は、附属書I、附屬書II及び附屬書IIIに定める事業の実施の調整について責任を負う。

- 2 各事業長は、その責任及び任務の遂行に当たり、それぞれの事業チームの補佐を受ける。各事業チーム

の構成員は、専門家及び客員の科学者その他構成員から成る。各事業チームの構成は、それぞれの事業長の提案に基づいて運営委員会が承認する。

3 各事業長の任務は、次の事項を含む。

- (a) 作業計画の実施に当たり、事業チームを組織し、指導し、及び監督すること。
- (b) それぞれの事業委員会と協議の後、事業計画、作業計画及び年次報告を作成し、及び承認のため運営委員会に提出すること。
- (c) 第十七条の規定に従つて、それぞれの事業チームを支援するために費用を支出することを次条1の規定に従つて日本国政府が指定する実施機関（以下「日本の実施機関」という。）に要請すること。
- (d) 各締約者からの貢献について経理を行うこと。
- (e) 事業委員会の事務局としての機能を確保すること。
- (f) より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業に関する進・状況を事業委員会に報告すること。

第七条 実施機関

- 1 各締約者は、より広範な取組を通じた活動の実施に係る義務（特に、当該活動の実施のために資源を利

用可能にすること。) を履行するための実施機関(以下「実施機関」という。)を指定する。この協定が効力を生じた後も実施機関が指定されていない場合には、両締約者は、問題を解決する方法について直ちに相互に協議する。

2 日本の実施機関は、事業チームを受け入れ、並びに附属書I、附属書II及び附属書IIIに定める条件に基づいて事業チームが任務を遂行するため、必要な作業場(事務所を含む。)並びに物品及び役務を利用可能にする。

3 日本の実施機関は、第三条1の規定に従うことを条件として、各事業チームの事業費に係る合意された財政上の貢献及び一般経費に係る財政上の貢献の管理について責任を負う。これらの財政上の貢献は、それぞれの事業計画及び作業計画に従って、より広範な取組を通じた活動の各事業のために充てられる。日本実施機関は、これらの財政上の貢献の管理のため、両締約者の財政上の貢献を管理する責任者を指名する。当該責任者の任務は、次の事項を含む。

(a) 事業計画及び作業計画に従って、締約者又は実施機関に対して財政上の貢献を行うこと(要請する)と。

(b) より広範な取組を通じた活動の各事業に係る財政上の貢献に関し、別個の勘定を維持し、及び当該勘定を、財政上の貢献に関するすべての帳簿、記録その他の文書とともに、この協定の有効期間の満了又はこの協定の終了の後少なくとも五年間保持すること。

4 日本の実施機関は、より広範な取組を通じた活動の実施に必要なすべての許可及び免許であつて日本国の現行の法令に規定するものを取得するために必要な措置をとる。

第三章 より広範な取組を通じた活動の実施に関する文書及び会計検査

第八条 事業計画

1 各事業長は、それぞれの事業委員会と協議の後、運営委員会による承認のため、より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業に関する事業計画を毎年三月三十一日までに運営委員会に提出する。

2 各事業計画については、その事業のすべての実施期間を対象とするものとし、定期的に改定する。事業計画は、次の事項を定める。

(a) 達成された成果を踏まえた当該事業の実施のための全般的な活動計画(日程及び達成すべき主要な目標を含む。)の概要

(b) 当該事業の実施のために既に行われた貢献及び将来行われる貢献の包括的な概要

第九条 作業計画

各事業長は、それぞれの事業委員会と協議の後、運営委員会による承認のため、より広範な取組を通じた活動の、それぞれの事業に関する翌年の年次作業計画を毎年十月三十一日までに運営委員会に提出する。作業計画は、それぞれの事業計画の詳細及び実施する活動の計画に関する説明（目的、計画立案、一般経費及び各締約者が提供する貢献を含む。）を提供する。

第十条 年次報告

1 各事業長は、運営委員会による承認のため、より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業の実施に当たり行われたすべての活動を対象とする年次報告（当該事業のために各締約者が行った貢献及び第七条3の規定に従つて日本の実施機関が行つた支出の要約を含む。）を毎年三月三十一日までに運営委員会に提出する。事業長は、運営委員会の承認を得た上で、年次報告及び運営委員会による意見を両締約者及び実施機関に送付する。

2 日本の実施機関は、1に規定する事業のために各締約者が行つた貢献及び自己が行つた支出の要約に必

要な資料を各事業長に提供する。

3 第八条からこの条までに規定する事業計画、作業計画及び年次報告並びにより広範な取組を通じた活動の実施のために不可欠なその他の文書は、英語で起草する。

第十二条 会計検査

各締約者は、この協定の有効期間中及びこの協定の有効期間の満了又はこの協定の終了の後五年間はいつでも、より広範な取組を通じた活動の目的のため、日本の実施機関が維持する別個の勘定の会計検査を、文書に基づき及び現場において、行うことができる。実施機関及び事業長は、必要かつ適当な場合には、より広範な取組を通じた活動に関して保持する帳簿、記録その他の文書を会計検査の目的のために閲覧に供する。

第四章 資源

第十三条 一般原則

1 より広範な取組を通じた活動の実施のための資源は、次の貢献から成る。

(a) 次のものから成る財政上の貢献であつて、技術仕様に従い並びにブリュッセル共同宣言及

びブリュッセル共同宣言に添付されている文書に記載されている条件に基づいたもの

(i) 特定の部品、装置、物質その他の物品及び役務

(ii) 運営委員会による任命の後に締約者が事業チームに提供する専門家及び運営委員会による任命の後に締約者が事務局に提供する職員

(b) ブリュッセル共同宣言及びブリュッセル共同宣言に添付されている文書に記載されている条件に基づく財政上の貢献

2 ブリュッセル共同宣言に添付されている文書「両締約者の貢献の価額見積り及び配分」は、各締約者の法令に従うことを条件として、運営委員会の決定により毎年改定することができる。

第十三条 租税

1 各締約者は、この協定の実施のために必要な物品について、自己の領域への輸入又は自己の領域からの輸出に対して課される関税を免除し、並びに税關当局によって徵収されるその他の租税並びに輸入に関する禁止及び制限を免除することを確保する。この1の規定は、当該必要な物品の原産国を考慮することなく実施される。

2 前条1(a)(ii)の規定に従つて財政上の貢献以外の貢献として運営委員会による任命の後に一方の締約者が事業チームに提供する専門家及び運営委員会による任命の後に一方の締約者が事務局に提供する職員は、他方の締約者の領域内において給料、賃金及び報酬に対して課される租税を免除される。

第十四条 財政上の貢献以外の貢献に関する規則

1 財政上の貢献以外の貢献については、関連する事業長の同意を得て実施機関間で合意する調達に関する取決め（以下「調達取決め」という。）の対象とする。

2 調達取決めは、行われる貢献の詳細な技術的な説明（技術仕様、日程、達成すべき目標、危険性の評価並びに調達物品及びその受領に関する基準を含む。）を提供し、及び関連する事業長が財政上の貢献以外の貢献に關し性能上の技術的な管理を行うことを可能にする条件を定める。調達取決めは、特に、次の事項を定める。

- (a) 個々の財政上の貢献以外の貢献に係る価額
- (b) 実施機関及び事業長の役割及び責任
- (c) 調達のための手続

(d) 調達に關し、その日程並びに達成すべき目標の達成状況の受入れ及び調達物品の受領に關する条件

(e) 調達物品の品質保証に係る措置の適用

(f) 関連する事業長、実施機関及び団体であつて調達物品の供給に関与するものの間の關係並びにそれらの間の状況を把握するための手続

(g) 費用、調達の日程及び調達物品の性能に影響を及ぼし得る調達に係る変更に対処するための手続

(h) 最終的な調達物品の受領及び調達物品の所有権の移転についての可能性

3 第七条1の規定に従つてユーラトムが指定する実施機関（以下「歐州の実施機関」という。）が財政上の貢献以外の貢献として提供する部品の所有権については、それぞれの事業長及び日本の実施機関が作業場において当該部品を受領する時に日本の実施機関に移転する。日本の実施機関は、歐州の実施機関が貢献する部品の到着港から作業場までの輸送について責任を負う。

4 調達取決めは、専門家又は事務局の職員については、派遣取決めの形式をとる。専門家又は事務局の職員に係る価額は、ブリュッセル共同宣言に添付されている文書「両締約者の貢献の価額見積り及び配分」に記載されているとおりであり、必要に応じて運営委員会が隨時改定することができる。

5 各締約者は、自己が提供する専門家及び事務局の職員に支払われる給料、保険料及び手当について責任を負うものとし、別段の合意がある場合を除くほか、当該専門家及び事務局の職員の旅費及び生活費を支払う。事業チーム又は事務局を受け入れる締約者は、専門家、事務局の職員及びそれらの家族のために適当な宿泊施設を手配する。事業チーム又は事務局を受け入れる締約者は、専門家、事務局の職員及びそれらの家族の自己の領域への入国を容易にするために適当な措置をとるものとし、専門家及び事務局の職員に対してそれらの者の任務の遂行に起因して法的措置がとられる場合には、法的な及び通訳の役務に関して適当な便宜を提供するよう最善の努力を払うことを自己の実施機関に要請する。専門家及び事務局の職員は、他方の締約者においてその任務を遂行するに当たり、受入施設において有効な又は派遣取決めで合意される就業及び安全に関する一般的及び特別な規則を遵守する。

第十五条 配分の調整

締約者は、不測の事態により必要とされる場合には、より広範な取組を通じた活動の同一の事業の範囲内で貢献の配分を変更することを提案することができます。関連する事業長は、当該提案に基づき及び関連する事業委員会と協議の後、当該事業の総費用及び当該事業における両締約者間の貢献の全体的な均衡を維持し

つゝ、改定する資源の配分を運営委員会に提案する。

第十六条 財政上の貢献

すべての支払は、歐州の実施機関にあつてはユーロで、日本の実施機関にあつては日本円で行う。

第十七条 事業チームの一般経費

各事業チームの一般経費は、第七条3の規定に基づき、日本の実施機関は、関連する事業長の要請に基づき及び関係する作業計画で設定された上限の範囲内で、必要な措置をとる。

第五章 情報及び知的財産

第十八条 情報の普及、使用及び保護

1 この章の規定の適用上、

- (a) 「情報」とは、保護を受けることができるか否かを問わず、図面、意匠、計算書、報告書その他の文書、研究開発に関する記録された資料又は方法並びに発明及び発見に関する説明をいう。
- (b) 「業務上の秘密の情報」とは、技術的知識、営業上の秘密又は技術上、商業上若しくは財務上の情報

を含む情報であつて、次のすべての条件を満たすものをいう。

- (i) その所有者によって秘密のものとして保持されてきたもの
 - (ii) 一般に知られていないもの又は他の情報源から入手可能でないもの
 - (iii) その所有者が、当該情報に係る秘密の保護に関する義務を条件としない形態では、他の者の利用に供してこなかつたもの
 - (iv) 当該情報に係る秘密の保護に関する義務を条件としない形態では、受領する者の利用に供しないもの
- 2 両締約者は、この章の規定に従つて、この協定の実施により生ずる情報の可能な限り広範な普及を支援する。
- 3 両締約者は、この章の規定に従つて、平和的目的のためのエネルギー源としての核融合の研究開発における利用のため、この協定に基づいて事業チームに与えられる任務の遂行により事業チームの構成員が生み出すすべての情報を自由に入手することができる。
- 4 各締約者は、この章の規定に従つて、この協定の実施により直接に生ずる科学的及び技術的な雑誌の記

事、報告書及び書籍を翻訳し、複製し、及び公に頒布するための非排他的な、取消し不能な、かつ、無償の利用権をすべての国において有する。この章の規定の下で作成される著作権のある著作物の写しであつて公に頒布されるすべてのものは、著作者が明示的に記名を拒否しない限り、著作者の氏名を明示する。

5 事業チーム及び両締約者は、この章の規定に従つて、平和的目的のためのエネルギー源としての核融合の研究開発における利用のため、この協定に基づいて実施機関に与えられる任務の遂行により実施機関の人員が生み出すすべての情報を自由に入手することができる。

6 この協定に基づいて実施機関又は事業長に与えられる任務の遂行のため、実施機関又は事業長の発意により締結される契約には、両締約者がこの協定に基づく義務を果たすことを可能にする規定を含める。

7 各締約者は、自己の法令、第三者に対する義務及びこの章の規定に従つて、事業チーム及び実施機関がこの協定に基づいて与えられる任務を遂行するために必要な情報であつて当該締約者が利用することができることができるいかなるものも、事業チーム及び実施機関が自由に利用することができるよう最善の努力を払う。

8 この協定の実施に当たり業務上の秘密の情報が利用に供される場合には、業務上の秘密の情報は、その旨が適切に表示されるものとし、秘密の保護に関する取決めに従つて伝達される。業務上の秘密の情報の

受領者は、この協定の実施のためにこれを利用するものとし、当該取決めに定める範囲内でその秘密を保護する。

第十九条 知的財産

1 この協定の適用上、「知的財産」は、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで作成された世界知的所有権機関を設立する条約第二条で定義する意味を有する。各締約者は、自己の法令に従つて、他方の締約者がこの章の規定に基づいて配分される知的財産権を取得することができることを確保する。この章の規定は、締約者とその国民との間の権利の配分を変更し、又は害するものではない。締約者又はその国民のいざれが知的財産権を有するかについては、締約者とその国民との間で関係法令に従い決定する。

2 この協定の実施に当たり事業チームの構成員が保護の対象となる事項を生み出す場合には、それぞれの事業長は、知的財産の保護を受けるべき国についての勧告を付して直ちに運営委員会に通報する。もっとも、各締約者、その実施機関又は当該締約者が提供する事業チームの構成員は、当該締約者の領域内において知的財産に関するすべての権利、権原及び利益を取得する権利を有する。運営委員会は、第三国において当該知的財産の保護を求めるか否か及びどのような方法で求めるかについて決定する。締約者、その

実施機関又は当該締約者が提供する事業チームの構成員が知的財産の保護を受けるすべての場合において、当該締約者は、事業チームの構成員が事業チームに与えられる任務の遂行のために当該知的財産を自由に利用することができる」とを確保する。

3 この協定に基づいて実施機関に与えられる任務の遂行に当たり実施機関の人員が知的財産を生み出す場合には、当該実施機関の属する締約者、当該実施機関又はその人員は、関連法令に従って、いかなる国においても当該知的財産に関するすべての権利、権原及び利益を取得する権利を有する。当該実施機関の属する締約者は、事業チームの構成員が事業チームに与えられる任務の遂行のために当該知的財産を自由に利用することができること及び他方の締約者が平和的目的のためのエネルギー源としての核融合の研究開発のため、取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を許諾される」とを確保する。当該実施権は、当該他方の締約者が再実施を許諾する権利を伴う。

4 一方の締約者の実施機関を通じて提供される人員が他方の締約者の実施機関において作業を行う間に知的財産を生み出す場合には、当該知的財産については、関連法令に従うことを条件として、次のとおりとする。

(a) 当該他方の締約者、その実施機関又は実施機関の人員は、当該他方の締約者の領域内及び第三国において当該知的財産に関するすべての権利、権原及び利益を取得する権利を有する。

(b) 当該一方の締約者、その実施機関又は実施機関の人員は、当該一方の締約者の領域内において当該知的財産に関するすべての権利、権原及び利益を取得する権利を有する。

5 各締約者は、発明者又は著作者の関連法令に基づくいかなる権利も害することなく、当該発明者又は著作者（実施機関の人員を含む。）からこの協定を実施するために必要な協力を求めるため、すべての必要な措置をとる。各締約者は、自己の法令に従つて、当該発明者又は著作者に対する報酬及び補償の支払を確保する。

6 2から4までの規定にかかわらず、一方の締約者がいかなる国又は地域においても知的財産の保護を求める権利を行使しないことを決定する場合には、当該一方の締約者は、他方の締約者に対してその旨を通報するものとし、当該他方の締約者は、その後、そのような知的財産の保護を受けることを求めることができる。

この章の規定に基づいて両締約者に与えられる権利及び課せられる義務は、関係法令に従つて、この協定の有効期間の満了又はこの協定の終了の後も存続する。

第六章 最終規定

第二十一条 効力発生

この協定は、両締約者がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

第二十二条 有効期間及び終了

1 この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約者が他方の締約者に対してこの協定を終了させる意図を書面により少なくとも六箇月前に通告することにより十年の期間の満了の時に又はその後いつでもこの協定を終了させない限り、引き続き効力を有する。

2 この協定は、次のいずれかの場合に限り、この協定の有効期間の満了の前に終了させることができる。

- (a) 両締約者が相互に合意する場合
- (b) イーター協定が終了する場合

(c) 両締約者のいずれか一方がイーター協定の締約者でなくなった場合

3 この協定の有効期間の満了又はこの協定の終了は、この協定に基づいて行われるいかなる取決めの有効性若しくは有効期間又は前章の規定に適合して生じたいかなる特定の権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。

第二十三条 改正

両締約者は、いずれか一方の締約者の要請に基づき、この協定を改正するか否かについて相互に協議し、及び改正に合意することができる。そのような改正は、両締約者がその効力発生に必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

第二十四条 紛争解決

この協定の解釈又は実施に関する両締約者間のすべての問題又は紛争は、両締約者間の協議及び交渉により解決する。

第二十五条 イーター協定の他の締約者の参加

イーター協定の他の締約者がより広範な取組を通じた活動の事業への参加の意図を表明する場合には、関

連する事業長は、事業委員会と協議の後、当該他の締約者の当該事業への参加に係る条件に関する提案を運営委員会に提出する。運営委員会は、事業長の提案に基づいて当該他の締約者の参加について決定し、並びに両締約者がそれぞれの内部手続の後に承認することを条件として、当該他の締約者と当該参加に関する協定及び取決めを締結することができる。

第二十六条 ユーラトムへの適用

この協定は、ユーラトムを設立する条約に従って、当該条約が対象とする領域に適用する。また、この協定は、当該条約その他の関係する協定に従つて、十分に関係を有する第三国としてユーラトムの核融合計画に参加するイスラエルに適用する。

以上の証拠として、下名は、それぞれ日本国政府及び欧州原子力共同体から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

一九七一年一月五日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書一通を作成した。

日本国政府のために

麻生太郎

欧州原子力共同体のために

ヒュー・リチャードソン

附属書I 国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動

第一条 目的

1 両締約者は、この協定及び自己の法令に従つて、国際核融合材料照射施設の詳細な、完全な、かつ、十分に統合された工学設計書並びに国際核融合材料照射施設の建設、運転、利用及び廃止に係る将来の決定に必要なすべての資料を作成し、並びに国際核融合材料照射施設を構成する各設備の継続的な、かつ、安定的な運転を実証するため、工学実証及び工学設計活動を実施する。

2 1に規定する工学設計書及び資料については、事業長が事業委員会と協議の後、事業長の提案に基づいて運営委員会が採択する最終的な設計報告書に記載するものとし、国際的な協力計画の一部として又は締約者の国内の計画において使用するために各締約者の利用に供される。

第二条 範囲

1 前条に規定する目的に従つて、次の業務が実施される。

(a) 次の事項を含む国際核融合材料照射施設の工学設計書の作成

(i) 主要な三の構成設備（加速器、標的設備及び試験設備）を含む国際核融合材料照射施設、建物（照射後試験のためのホットセルを含む。）、補助設備及び安全設備に関する完全な説明

(ii) 部品、構成設備及び建物の接合及び統合に特別の考慮を払つたこれらの物に関する詳細な設計

(iii) 供給、建設、組立て、試験及び試運転の各段階に関する日程の作成並びに当該日程に対応して必要とされる人的資源及び財源に関する計画

(iv) 建設の開始に必要な部品の供給に関する入札手続を可能とする部品の技術仕様

(b) 国際核融合材料照射施設の建設地に係る要件の設定並びに必要な安全上及び環境上の分析の実施

(c) 国際核融合材料照射施設の運転、利用及び廃止のための計画並びに当該計画に対応する費用の見積り、人的資源及び日程に関する提案

(d) (a)から(c)までに規定する活動を実施するために必要な次の事項を含む研究開発に関する作業の実証

(i) 加速器（高周波電源、発生器及びそれらの補助機器を含む。）一機のうちの一機の低エネルギー部及び高エネルギー部の最初の一部分の原型の設計、建設及び組立て並びに統合ビーム試験運転の実施

(ii) 標的設備及び試験設備の工学的な実現可能性を確保するための縮尺模型の設計、製造及び試験

(ii) 原型加速器及びその補助設備を収納する建物の建設

2 1に規定する業務の実施については、事業計画及び作業計画で更に定める。

第三条 作業場

国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動に関する作業場は、青森県六ヶ所村に置く。

第四条 資源

両締約者は、国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動の実施に必要な資源であつて、ブリュッセル共同宣言及びブリュッセル共同宣言に添付されている文書に記載されているものを利用可能にする。

第五条 実施期間

国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動の実施期間は、六年とし、運営委員会の決定により延長することができる。

第六条 加速器の部品の所有権

この協定第十四条3の規定にかかわらず、欧州の実施機関は、自己が財政上の貢献以外の貢献として提供

する次の原型加速器の部品の所有権を有するものとし、原型加速器の解体の後これらの部品を返送する責任を負う。

- (a) 入射装置
- (b) 高周波電源、発生器及びそれらの補助機器
- (c) 制御設備

第一条 目的

両締約者は、この協定及び自己の法令に従つて、イーター事業に貢献する」と及び将来の動力用原型炉の早期の実現を促進することを目的として、国際核融合エネルギー研究センターにおいて研究開発の活動を実施する。

第二条 範囲

前条に規定する目的に従つて、次の業務が実施される。

(a) 動力用原型炉の設計のための共通の基礎を確立することを目的とする動力用原型炉設計研究開発調整センターの活動であつて、次の事項を含むもの

- (i) 研究集会その他の会合の開催
- (ii) 科学上及び技術上の情報の提供及び交換
- (iii) 動力用原型炉の概念設計に関する活動

(iv) 動力用原型炉に係る技術に関する研究開発の活動

- (b) 計算機模擬実験センターの活動（核融合プラズマに関する実験データを解析し、イーターの運転のための手順を作成し、イーター施設の性能を予測し、及び動力用原型炉の設計に貢献する大規模な模擬実験活動を行うためのスーパーコンピュータの提供及び利用を含む。）
- (c) イーターを用いる実験への科学者の広範な参加を促進するためのイーター遠隔実験センターの活動（附属書III第一条に規定する先進超伝導トカマク等の既存の装置における試験に用いられる燃焼トカマクプラズマのための遠隔実験技術の開発を含む。）

第三条 作業場

国際核融合エネルギー研究センターの作業場は、青森県六ヶ所村に置く。

第四条 資源

両締約者は、国際核融合エネルギー研究センターの活動の実施に必要な資源であつて、ブリュンセル共同宣言及びブリュンセル共同宣言に添付されている文書に記載されているものを利用可能にする。

第五条 実施期間

国際核融合エネルギー研究センターの活動の実施期間は、十年とし、運営委員会の決定により延長することができる。

第六条 スーパーコンピュータ設備の引渡し及び所有権の移転の可能性に関する詳細
この協定第十四条3の規定にかかわらず、スーパーコンピュータ設備の引渡し及び所有権の移転の可能性に関する詳細は、事業計画に従つて運営委員会が決定する。

附属書III サテライト・トカマク計画

第一条 目的

1 両締約者は、この協定及び自己の法令に従つて、サテライト・トカマク計画を実施する。当該計画は、次の事項を含む。

- (a) 日本の実施機関が所有するトカマク実験装置の先進超伝導トカマクへの改良に参加すること。
 - (b) イーテー及び動力用原型炉に関する重要な物理学上の問題に取り組むことによりイーターの利用及び動力用原型炉に向けた研究を支援するため、先進超伝導トカマクの利用に参加すること。
- 2 先進超伝導トカマクの建設及び利用については、サテライト・トカマク計画及び日本国内の計画に基づいて実施する。先進超伝導トカマクの利用機会については、日本国内の計画とサテライト・トカマク計画との間で均等に配分する。

第二条 範囲

- 1 前条に規定する目的に従つて、次の業務が実施される。

(a) 建設の段階については、先進超伝導トカマクの設計、部品及び設備の製造並びに組立て

(b) 利用の段階については、サテライト・トカマク計画における実験に係る計画立案及び実施

2 1に規定する業務の実施については、(a)から(d)までに従つて事業計画及び作業計画で更に定める。

(a) 概念設計に関する報告書（サテライト・トカマク計画の実施のために両締約者が供給する部品の機能上の仕様を含む。）は、日本の実施機関が作成し、並びに両締約者が検討し、及び受領する。

(b) 各実施機関は、財政上の貢献以外の貢献として提供する部品の詳細設計を作成する。

(c) 日本の実施機関は、先進超伝導トカマクの部品の統合並びに装置の全般的な組立て及び運転について責任を負う。

(d) ユーラトムは、衡平の原則に基づいて先進超伝導トカマクの利用に参加する権利を有する。

第二条 作業場

サテライト・トカマク計画の作業場は、茨城県那珂市に置く。

第四条 資源

両締約者は、サテライト・トカマク計画の実施に必要な資源であつて、ブリュンゼル共同宣言及びブリュッ

セル共同宣言に添付されている文書に記載されているものを利用可能にする。

第五条 実施期間

サテライト・トカマク計画の実施期間は、十年（試運転及び運転のための三年を含む。）とし、運営委員会の決定により延長することができる。